

雇児福発第0906001号

平成19年9月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明について

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法上の取扱いについては、「配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて」（平成19年3月23日雇児福発第0323002号当職通知）により、明確化したところである。

今般、厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局で所管している下記1の施策に関し、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者であって母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」に該当する者であると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める者については支援の対象となり得ることの協議が整い、これに伴い、市町村は、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者である旨の証明書を発行することとした。

については、市町村は、DV被害者から証明書発行の申請があった場合には、婦人相談員による相談状況や下記2の資料等を参考にしつつ、遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等の状況をDV被害者から聴取するなどにより、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当するかどうかを判断した上で、別紙様式例を参考に証明書を発行されたい。

また、都道府県においては管内市町村にこのことを周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 厚生労働省職業安定局及び職業能力開発局が所管している施策

- (1) 公共職業訓練の受講あっせん
- (2) 特定求職者雇用開発助成金
- (3) 母子家庭の母等に係る試行雇用奨励金

2 市町村において、申請した本人がDV被害者であるかどうかを確認するに当たって参考となる資料の例

- ① 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条に基づく保護命令に係る書類の写し
- ② 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成16年12月2日保保発第1202002号・庁保険発第1202001号）等に基づく「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の写し
- ③ 婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日国住総第191号）に基づく婦人相談所、婦人保護施設等に入所していた事実についての証明書の写し

配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法
第6条第1項第3号に該当する旨の証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	昭・平 年 月 日	

上記の者について、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当することを証明する。

平成 年 月 日

発行機関の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

※1 母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する者本人の氏名を記入すること。

※2 本人に同伴する児童の氏名を記入すること。(同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（様式例）

(フリガナ) 氏名 (※1)		
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	平成 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	平成 年 月 日	
(フリガナ) 同伴児童氏名 (※2)		男・女
生年月日	平成 年 月 日	
婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター（※3） 機関及び代表者氏名 所在地、電話番号 婦人相談員（※4） 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 <div style="text-align: right;">受付日 年 月 日</div>		

上記の者について、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

年 月 日

婦人相談所（※5）の名称

代表者氏名

所在地、電話番号

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に同伴する児童がいる場合には、その者の氏名を記入すること。(同伴する児童が4人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。)
- ※3 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※4 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。
- ※5 婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、本人が市町村に「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書」の発行の申請を行いかつ配偶者からの暴力を受けた者であることを申告した場合、当該市町村が配偶者からの暴力を受けた者かどうかを確認する際の参考とするものであり、必要に応じて本人が市町村に提出するものである。
- 3 市町村においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所等の名称等についての取扱いについては十分配慮されたい。